議案質疑

提出された議案について、議案の提出者（市長か議員）に対して、議案の内容や提案の理由などについて疑問点や不明な点を尋ねること

市丸　勝義

■議案甲第40号　多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

Q 事業の詳細と現在の一時預かり保育との違いは。

A 生後６か月から満３歳未満までの保育所に通っていない家庭の子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、１か月に最大10時間まで時間単位で預かりを行う事業です。また一時預かり保育との違いは、一時預かり事業は保護者の立場からの必要性に対応することが目的となっており、乳児等通園支援事業は子どもを中心に考え、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的とした事業となっているところです。

Q 配置基準、運営基準は制度ごとに満たす必要があるのか。

A 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の２種類の実施方法があります。一般型は保育所などの利用定員とは別に定員を設け、年齢および人数に応じて専任の保育従事者を配置する必要がありますが、余裕活用型は保育所などの利用定員に余裕がある場合に利用定員の範囲内で実施可能となります。

Q この制度をどれくらいの園が活用予定か。

A ９月に保育所などに実施に関する調査をしておりますが、その際には13施設中９施設が実施を検討されている状況です。

古賀　公彦

■議案甲第40号　多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

Q 事業を実施する際の基準の詳細は。

A 職員配置は乳児３人につき１人以上うち半数以上が保育士です。施設設備は保育室、遊戯室、便所です。面積基準、必要な用具の備え、耐火建築物など建築構造、運営・安全計画の策定、保護者との連携、苦情対応などです。

Q 基準を満たす施設の確認は。

A 手続書類を提出していただき、基準を満たしているかどうかを確認します。また事業開始後も年１回指導監査で継続的に基準を満たしているか確認します。

Q 利用可能時間の月10時間を超えた場合は。

A 10時間を超えて利用が必要な場合は、事前登録を行い、一時預かり事業の利用ができます。

特別委員会を設置しました

名称
議員定数調査特別委員会

設置目的
議会として、市の重要な意思決定に関する議決や調査などの議会の権限を適切に行使していくために必要かつ適正な議員定数について調査検討する必要があるため。

構成
委員長　田渕　厚
副委員長　市丸　勝義
委員　中島　慶子
坂口　絹代
廣橋　時則
渡島　幸司
小川　三郎
野北　悟

期間
令和８年６月の調査終了までとする。

一般質問一覧表

多久の気になる課題

千北　政利 議員
『多久市における誘致企業の現状について』
『市有地・普通財産の状況について』

尾形　武史 議員
『市民が気軽に取り組める健康増進と運動習慣への取り組みについて』

中島　慶子 議員
『地域公共交通の更なる充実支援を』

小川　三郎 議員
『空き家問題について』
『厳木多久有料道路について』
『ごみ収集について』
『公共施設について』

彌冨　博幸 議員
『自立する多久市のまちづくりとは』

田渕　厚 議員
『市の道路・橋梁の管理について』

坂口　絹代 議員
『子育てしたくなるまちについて』

鷲﨑　義彦 議員
『多久市の農業について』